

各 位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 2 番 8 号  
株式会社アイフリークモバイル  
代表取締役社長 上原 彩美  
(コード番号: 3845 JASDAQ)  
問い合わせ先 取締役兼管理部長 紀伊 克彦  
電話番号 092-471-5211 (IR)  
U R L <http://www.i-freek.co.jp/>

## 第三者割当による新株式及び第 13 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 7 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」という。）及び第 13 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行（以下、「本第三者割当」という。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 第三者割当により発行される株式の募集の概要

##### (1) 新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 9 月 26 日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 1,050,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 金 134 円
(4) 調 達 資 金 の 額	金 140,700,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てます。 永田 浩一 700,000 株 黒田 喜久 175,000 株 橘 茂昌 175,000 株
(6) そ の 他	本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。

##### (2) 新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 9 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	1,500 個 (新株予約権 1 個当たり 1,000 株)
(3) 発 行 価 額	総額 2,085,000 円 (新株予約権 1 個当たり 1,390 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,500,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	218,085,000 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額 2,085,000 円 新株予約権の行使による調達額 216,000,000 円

<p>(6)</p> <p>行 使 価 額</p>	<p>1株につき金 144 円</p>						
<p>(7)</p> <p>募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当により、以下の割当予定先に割り当てます。</p> <table border="0"> <tr> <td>永田 浩一</td> <td>750 個</td> </tr> <tr> <td>黒田 喜久</td> <td>375 個</td> </tr> <tr> <td>橘 茂昌</td> <td>375 個</td> </tr> </table>	永田 浩一	750 個	黒田 喜久	375 個	橘 茂昌	375 個
永田 浩一	750 個						
黒田 喜久	375 個						
橘 茂昌	375 個						
<p>(8)</p> <p>そ の 他</p>	<p>・本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としております。</p> <p>・行使請求条項</p> <p>当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の 5 連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に 1.2 を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合、その翌日から起算して 10 取引日以内に本新株予約権を行使請求することを本新株予約権者に請求できるものとし、本新株予約権者は、かかる請求を受けた場合には、株式会社東京証券取引所における当社株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使請求するよう努めることとしております。</p> <p>・取得条項</p> <p>(1)本新株予約権の割当日から 12 ヶ月を経過した日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 20 日前までに通知したうえで、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同額で取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものといたします。</p> <p>(2)当社は、以下の場合には、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権 1 個につき、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができます。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）</p> <p>②当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき</p> <p>③普通株式についての株式の併合（普通株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたとき</p> <p>④特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき</p> <p>⑤当社の普通株式が上場廃止となったとき</p> <p>(3)当社の普通株式の 10 連続取引日（終値のない日を除く）に係る</p>						

	<p>終値単純平均が、行使価額に 1.8 を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合には、本新株予約権者に対して本新株予約権の行使請求をすることを請求できるものとし、当社は、当該請求の日から 10 日以内に本新株予約権者が行使請求しなかった本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものといたします。</p>
--	---

## 2. 募集の目的及び理由

当社の関連するモバイルコンテンツ業界におきましては、携帯電話利用者のフィーチャーフォンからスマートフォン（以下「SP」という。）への端末変更がより一層進み、さらに、タブレット端末の利用者が増えた結果、SP及びタブレット端末（以下「スマートデバイス」という。）の利用者が増加傾向にあります。これらの要因により、インターネットサービス及びアプリケーションの利用、電子書籍の閲覧等、スマートデバイスによるコンテンツ利用シーンが拡大しております。

このような経営環境のもと、当社は引き続き、モバイルコンテンツ事業の持続的な成長と関連事業の育成を進めてまいりました。

当社は、昨今の経済情勢の変化に対応するため、より一層のお客様視点に立った事業運営を目指し、『デココレ』『photodeco+』等のコミュニケーションコンテンツ領域及び『森のえほん館』等のファミリーコンテンツサービス領域の一層のサービス強化を進めてまいりました。

この結果、営業キャッシュ・フローは大幅に改善し5期ぶりのプラスを計上しましたが、営業利益は継続的な利益の確保がなされず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が潜在的に存在していると判断しております。

この改善策といたしまして、収益基盤の確立を進める一環として、業務の見直しと効率化を早急に推進し、機動的に部門収益の改善と、事業部門と管理部門が一体となり、より一層の経費削減を進めております。

事業資金面については、引き続き取引金融機関と良好な関係にあり、当面の事業資金は確保されておりますが、モバイルコンテンツ業界を取り巻く環境の変化や事業競争環境が激しいこと等もあり、平成29年3月期の業績予想においても、利益面の回復には至っていないため、前期から引き続いて当期純損失となる見込みです。

このような状況下において、平成29年4月の社債償還に備える必要があるとともに、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業への新規投資及び人材の確保と育成への積極的な取り組みが行えていない状況であり、可及的速やかに資本増強を行うことが必要不可欠な状況であります。

一方で当社は、イラスト等のデジタルコンテンツの確保にあたり、クリエイター支援サイト「CREPOS(クリポス)」等によって、約12,700名（平成28年3月期末現在）の外部クリエイターをネットワーク化しております。今後は更に、自らの作品を日常で活かしたいというクリエイターの希望に答えつつ、このクリエイターネットワークを有効活用したWebデザイナー等の人材の確保の場としての機能強化を図り、ユーザーや取引先への受託サービスを提供する機会を増やし、収益貢献に繋げることが重要だと考えております。そして、新たに労働者派遣事業の許可を取得することによって、営業の幅を広げ、既存のシステムエンジニアサービス（以下、「SES事業」という。）と労働者派遣事業を兼ねた、コンテンツ・クリエイター・サービス（以下「CCS」という。）の事業化を進めることを検討しております。

労働者派遣事業は、一般的に参入障壁が低いことから、市場規模と比較して事業者数が多いのが現状です。然しながら、平成27年9月の労働者派遣法の改正施行により届出制による特定労働者派遣

事業の制度が廃止され、全ての労働者派遣事業が新たな許可基準に基づく許可制となることにより参入厳格化が進んでおります。また、当社がターゲットとするクリエイターを活用した CCS 事業はニッチな分野であり、コンペティターは限られると考えております。

当然、CCS 事業に関する十分なノウハウ、資金及び人材の確保は必要不可欠であり、また、既存のモバイルコンテンツ事業への新規投資及び人材の確保も必要不可欠であると考えております。更に、平成 24 年 4 月に主として短期運転資金及び長期設備投資資金として発行してございました第 1 回無担保社債 200 百万円が、平成 29 年 4 月に償還予定となり、その社債償還に備えるため、財務状況を鑑みると、事業の継続と成長及び収益基盤の構築のためには、早期の資金調達には緊急かつ最大の経営課題であると考えております。

そこで、資金調達方法について、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。

代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については、当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が潜在的に存在している状況では難しく、また早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいと判断しました。

公募増資による新株式発行の場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、当社の現在の資金ニーズは比較的少額であるため、調達金額に比べてコストが高く適切ではないと判断しました。

いわゆる MSCB や MS ワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権付社債又は行使価額修正条項付新株予約権については、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されておらず、また MSCB に関しては潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に及ぼす影響が大きく適切ではないと判断しました。

以上の理由から、今回の資金調達については、まず平成 29 年 4 月の社債償還に備える十分な財務体質の強化と継続企業として安定した資金の確保を行うために、当社の資金需要及び割当予定先の資金余力等も勘案し、割当予定先との協議の結果、本新株式及び本新株予約権の発行によって資金を確保するとともに、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の発展並びに CCS 事業の開始を想定した取り組みを行うための資金需要に、本新株予約権の発行により備えることといたしました。

一方で、第三者割当増資を実施した場合には、株主の持分割合の希薄化が生じることから、第三者割当増資の規模及び割当予定先の選定については、慎重に検討を行ってまいりました。

上記検討を踏まえ、当社の資金需要を満たし、今後の事業展開をはかるうえで最良の手段は第三者割当増資になると判断しました。第三者割当増資のために当社は様々な割当予定先の検討を行ってまいりましたが、筆頭株主であり、かつ創業者でもある永田万里子氏から当社株主でもある永田浩一氏（議決権比率：4.93%）と合同会社サウスウインド（議決権比率：0.90%）の代表社員黒田喜久氏（議決権比率：0.08%）と業務執行社員橘茂昌氏（議決権比率：0.42%）をご紹介いただき、いずれも既にご内諾をいただいております。

なお、永田浩一氏は創業者かつ筆頭株主の永田万里子氏とは親交があり、永田万里子氏及び株式会社エムワイエヌに次ぐ株主でもあります。また、黒田喜久氏及び橘茂昌氏も永田万里子氏とは親交を有しており、かつ当社社外取締役鶴崎俊也とも親交を有しており、そのことから、本新株式の発行により取得する当社株式を安定株主として長期保有する方針であることを確認しております。

よって、新株式の発行と新株予約権の発行の形式をとった理由は、①今回の第三者割当の目的である社債償還資金の確保は、当社の継続性の観点から緊急性を有するため、資金調達を個別の権利行使にかからせるのではなく早期に一定額の調達を行う必要があることから、その大部分を本新株式によ

り備えることとした一方、②上記社債償還資金の残余を確保する手段を得るとともに、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業並びに CCS 事業の運転資金等について、具体的な事業遂行に伴う資金需要に合わせて柔軟に資金調達を行うことができるよう、本新株予約権の発行も合わせて行うこととしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (内訳)	358,785,000 円
新株式の発行による調達額	140,700,000 円
新株予約権の発行による調達額	2,085,000 円
新株予約権の行使による調達額	216,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	11,000,000 円
③ 差引手取概算額	347,785,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳概算額は、書類作成諸費用 (約 1 百万円)、弁護士費用 (約 6.5 百万円)、登記費用 (約 1.5 百万円)、割当予定先調査費用 (約 1 百万円)、新株予約権発行価額評価費用 (約 1 百万円)等の合計金額となっております。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### ①新株式発行による調達額

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
社債償還費用	136 百万円	平成 29 年 4 月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※本新株式発行にて得られる調達資金から、新株式分発行諸費用概算額約 4.1 百万円を差し引いた金額を調達額としています。

本新株式の発行による調達額約 136 百万円は、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、平成 29 年 4 月の社債償還に備える資金として確保いたします。

##### ②新株予約権による調達額

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	社債償還費用	63 百万円	平成 29 年 4 月
②	CCS 事業における運転資金及び人材採用費	65 百万円	平成 28 年 10 月～平成 31 年 9 月頃
③	既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用	83 百万円	平成 28 年 10 月～平成 31 年 9 月頃

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※本新株予約権発行にて得られる調達資金から、新株予約権分発行諸費用概算額約 6.9 百万円を差し引いた金額を調達額としています。

※本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況となり、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、その時点の市場環境等を鑑み、本新株予約権で調達できない資金については、上

記具体的な用途以外の施策費の削減等を通じて捻出するなど、他の施策における投資も含め、選択と集中を行いながら資金繰りを検討してまいります。

本新株式の発行による調達額は、「(2) 調達する資金の具体的な用途」の「①新株式発行による調達額」に記載のとおり本新株発行の資金用途である社債償還費用に充てますが、社債償還金額である200百万円には63百万円不足となることを見込まれるため、その不足額に備えるため、本新株予約権の発行を行うことといたしました。

また、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用並びにCCS事業の開始を想定した取り組みを行うための資金需要として、①CCS事業における運転資金及び人材採用費②既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用が見込まれるところ、これらの費用については本新株予約権の発行により備えることといたしました。

①CCS事業における運転資金及び人材採用費について、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社では、既存のSES事業と新たな事業としての労働者派遣事業の総称をCCS事業と呼んでおりますが、新たに平成29年1月を目途に、労働者派遣事業の許可取得及び事業開始を行う予定としており、当該事業開始に伴う事業拡大による、運転資金及び人材採用費の増加に備えるため、本新株予約権の発行による調達資金の内、65百万円をこれらの運転資金及び人材採用費に充てることといたしました。②既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用について、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、現在の財務状況を鑑みると、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業への新規投資及び人材の確保と育成への積極的な取り組みが行えていない状況であります。そのため、投資効果の高いと見込まれる事業であるデコメ・スタンプ配信サービス「デココレ」、写真加工アプリ「photodeco+」及び教育・知育アプリ「森のえほん館」に新規投資を行うことといたします。

「デココレ」及び「photodeco+」に関しては、それらの売上高及び利益の向上を目指して、アフィリエイトを実施するための広告費用が発生する見込みであり、更に、「デココレ」に関しては、更なる売上高及び利益の向上とリピーターの獲得を目指して、純広告を実施するための広告費用の発生が見込まれることから、これらに備えるため、本新株予約権の発行による調達資金の内、36百万円を当該広告費用に充てることといたしました。

「森のえほん館」に関しては、会員数の増加対策のためのシステム改修費用及び企業とのタイアップのための営業強化のための人材採用費に備えるため、本新株予約権の発行による調達資金の内、47百万円を当該システム改修費用及び人材採用費に充てることといたしました。

#### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

資金用途の合理性に関する考え方については、上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、今回調達する資金の用途は、当社の競争力を強化しつつ、収益性の向上及び黒字化へ向けての事業基盤強化策となるものであるため、かかる資金用途は当社の企業価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

##### ①本新株式

本新株式に係る発行価額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本新株式の1株当りの発行価額につきましても、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年9月6日）の株式会社東京証券取引所JASD

AQ市場における当社普通株式の終値を基準とし、134円（ディスカウント率6.94%）を発行価額といたしました。

当該発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日）（以下「日証協指針」という。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価額のディスカウント率につきましては、当社が継続的な利益の確保がなされず、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が潜在的に存在しており、平成29年3月期の業績予想においても、利益面の回復には至っていないため、前期から引き続いて当期純損失となる見込み等の経営状況を勘案し、割当予定先の代表として黒田喜久氏と協議いたしました（なお、黒田喜久氏が、上記のように割当予定先の代表としての役割を担ったのは、同人が永田浩一氏及び橘茂昌氏と親交があったためです。）。その結果、当社取締役会といたしましては、割当予定先からの要望及び当社の経営状況から割当予定先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の皆様を利益を考慮するため、日証協指針を参考に上記のディスカウント率にて本新株式の発行を行うことにつき、当社は割当予定先に特に有利な発行価額ではないと判断し、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により決議いたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会決議日前日までの直前1か月の終値平均値145.2円（ディスカウント率7.71%）、同決議日前日までの直前3か月の終値平均値154.7円（ディスカウント率13.38%）、同決議日前日までの直前6か月の終値平均値160.4円（ディスカウント率16.46%）となっております。

なお、本新株式の発行に関して取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役）の全員から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日証協指針に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案した結果、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な発行価額ではないことから、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

## ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である公認会計士三嶋良英事務所（住所：福岡県福岡市中央区大名2丁目10番4号シャンボール大名D-606 代表者：三嶋良英）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。公認会計士三嶋良英事務所は、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、基準となる当社株価144円、行使価額144円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）92.40%、権利行使期間3年、リスクフリーレート-0.18%、配当率0.00%、取得条項、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。その算定結果報告書において、公認会計士三嶋良英事務所の算定評価による本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は1,390円です。当社はその結果を受けて、発行価額を公正価値評価額である1個当たり1,390円と決定いたしました。また、行使価額につきましても、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る決議日の直前営業日（平成28年9月6日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の144円といたしました。また、この行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均145.2円に対するディスカウント率は0.83%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均154.7円に対するディスカウント率は6.92%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均160.4円に対するディスカウント率は10.22%となっております。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件（以下単に

「発行条件」という。)につき十分に討議、検討を行った結果、当社は割当予定先に特に有利な発行条件でないと判断し、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。併せて、出席監査役3名(うち2名は社外監査役)から、発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関である公認会計士三嶋良英事務所に依頼し発行価額を定めていること、過去の新株予約権発行による通常の新株予約権発行と比較し不当とはいえず、割当予定先に特に有利な発行条件ではないことから、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現在の当社の発行済株式総数は、11,776,900株(議決権の総数は117,755個)で、本新株式発行による発行株式数は1,050,000株(議決権の総数は10,500個)となります。また、本新株予約権の目的である株式の総数は、1,500,000株(議決権の総数は15,000個)となります。よって、これらを合算すると、発行される株式数は2,550,000株(議決権の総数は25,500個)となり、現在の当社の発行済株式総数に対して、21.7%の割合(議決権総数に対する割合21.7%)で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当は、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、現状の当社の財務状況、今後の事業展開等を鑑みると、本新株式及び本新株予約権の発行は、将来の当社の企業価値及び株主価値の向上が期待されるものであり、希薄化の程度を踏まえても今回の募集規模は合理的であると考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先である黒田喜久氏及び橘茂昌氏の保有方針は純投資であり、長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針とのことですが、当社株式の過去3年間の1日当りの平均出来高は531,381株であり、直近6ヶ月間と同出来高においても102,355株となっており、一定の流動性を有しております。一方、割当予定先である黒田喜久氏及び橘茂昌氏の本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数750,000株を行使期間である3年間で行使売却するとした場合の1日当りの数量は685株となり、上記1日当りの出来高の0.13%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

①永田浩一(本新株式700,000株 本新株予約権750個)

(1) 氏名	永田 浩一
(2) 住所	神奈川県横浜市中区
(3) 職業の内容	会社経営者
(4) 上場会社と当該個人との関係	<p>永田浩一氏は当社普通株式を580,000株保有しています。また、永田浩一氏が過半数を保有する次の企業と当社は取引関係があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社スマートテクノロジー(東京都中央区)</li> <li>・株式会社Vグラン(東京都千代田区)</li> <li>・株式会社Vエスペーロ(東京都中央区)</li> <li>・スプリーダム株式会社(東京都港区)</li> <li>・Vスプリーダム株式会社(東京都港区)</li> <li>・株式会社Vクォンタム(東京都渋谷区)</li> <li>・株式会社Vヴィズリア(東京都渋谷区)</li> <li>・株式会社ブライトウェイ(東京都新宿区)</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社Vブライト（東京都渋谷区）</li> <li>・株式会社Vカレンシー（東京都中央区）</li> </ul> <p>その他、当社並びに当社の関係者と関係会社と、永田浩一氏並びにその関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係又は取引関係はありません。</p>
--	---

(注) 割当予定先である永田浩一氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、また、同氏が反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確約書を受領しています。同氏が反社会的勢力であるか否かについては、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台 3-2-1、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。これらにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確約書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

②黒田喜久（本新株式 175,000 株 本新株予約権 375 個）

(1) 氏名	黒田 喜久
(2) 住所	千葉県松戸市
(3) 職業の内容	会社経営者
(4) 上場会社と当該個人との関係	黒田喜久氏は当社普通株式を 10,000 株保有しています。また、黒田喜久氏が代表社員である合同会社サウスウインドは、当社普通株式を 106,000 株保有しています。その他、当社並びに当社の関係者と関係会社と、黒田喜久氏並びにその関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係又は取引関係はありません。

(注) 割当予定先である黒田喜久氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、また、同氏が反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確約書を受領しています。同氏が反社会的勢力であるか否かについては、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台 3-2-1、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。これらにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確約書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

③橘茂昌（本新株式 175,000 株 本新株予約権 375 個）

(1) 氏名	橘 茂昌
(2) 住所	東京都品川区
(3) 職業の内容	会社経営者
(4) 上場会社と当該個人との関係	橘茂昌氏は当社普通株式を 50,000 株保有しています。その他、当社並びに当社の関係者と関係会社と、橘茂昌氏並びにその関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係又は取引関係はありません。

(注) 割当予定先である橘茂昌氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、また、同氏が反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確約書を受領しています。同氏が反社会的勢力であるか否かについては、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台 3-2-1、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。これらにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確約書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、社債償還資金の確保及びモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業並びに CCS 事業の運転資金等の確保のため、本第三者割当を確実に実施する必要がありました。

時同じくして、創業者かつ筆頭株主の永田万里子氏は、特に創業者ということもあり、退任後においても、当社の業績に対して関心を有していたとのことであり、他方で当社の業績が数年間低迷を続けたことから、その財務内容や業績改善に関する具体的な対応策にも関心を有していたとのことです。

そこで、当社企業状況をご理解いただき、当社の将来性を見込んで出資いただける候補として、平成 28 年 7 月に永田万里子氏より当社株主でもある永田浩一氏と合同会社サウスウインドの代表社員黒田喜久氏と業務執行社員橘茂昌氏をご紹介いただきました。

そこで、本第三者割当の趣旨を説明し、出資の検討をお願いいたしました。その結果、当社の経営方針に賛同いただき、出資の申し出をいただきました。

## (3) 割当予定先の保有方針

永田浩一氏と当社は、同氏との間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式発行により取得する当社株式及び新株予約権の行使により取得する当社株式は、長期的視点に立った保有方針である旨を確認しており、同時に短期売買目的としているものではない旨の報告を口頭にて受けております。また、永田浩一氏との間では、払込期日から 2 年間に於いて当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

黒田喜久氏と当社は、同氏との間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式発行により取得する当社株式は、長期的視点に立った保有方針である旨及び、新株予約権の行使により取得する当社株式は、株式価値を毀損させないように十分考慮した上で、株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨を口頭で確認しております。また、黒田喜久氏との間では、払込期日から 2 年間に於いて当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

橘茂昌氏と当社は、同氏との間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式発行により取得する当社株式は、長期的視点に立った保有方針である旨及び、新株予約権の行使により取得する当社株式は、株式価値を毀損させないように十分考慮した上で、株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨を口頭で確認しております。また、橘茂昌氏との間では、払込期日から 2 年間に於いて当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

永田浩一氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、本新株予約権の行使に係る資金については、十分な財産を有することを口頭で確認しております。

黒田喜久氏からは、預金通帳の写しを受領して、黒田喜久氏が代表取締役である IPO キャピタルパートナーズ株式会社からの借入によって、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、本新株予約権の行使に係る資金については、新株予約権を行使、売却することにより、行使資金を調達していく方針とのことです。

橘茂昌氏からは、預金通帳の写しを受領して、橘茂昌氏が代表取締役である株式会社トゥゲザーアライヴからの借入によって、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、本新株予約権の行使に係る資金については、新株予約権を行使、売却することにより、行使資金を調達していく方針とのことです。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		募 集 後	
永田 万里子	11.64%	永田 浩一	14.17%
株式会社エムワイエヌ	7.14%	永田 万里子	9.57%
永田 浩一	4.93%	株式会社エムワイエヌ	5.87%
GMOクリック証券株式会社	2.23%	GMOクリック証券株式会社	1.83%
石川 靖文	1.79%	橘 茂昌	1.57%
山下 博	1.76%	石川 靖文	1.47%
前田 直寛	1.71%	山下 博	1.45%
野村證券株式会社野村ネット&コール	1.65%	前田 直寛	1.41%
後藤 昭彦	1.27%	野村證券株式会社野村ネット&コール	1.36%
高木 華織	1.10%	黒田 喜久	1.29%

(注) 1. 平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、当社は自己株式を 300 株保有しております。

- 募集後の大株主の持株比率は、平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (11,776,400 株) に、本新株式の発行 (1,050,000 株) による普通株式及び本新株予約権 (1,500,000 株) の行使による普通株式の合計を加えて算出した数値です。
- 本新株予約権の行使により交付される株式は、その割当予定先である黒田喜久氏及び橘茂昌氏の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率に反映していません。
- 本新株予約権は、行使されるまで潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

## 8. 今後の見通し

本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による当社の平成 29 年 3 月期の業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと (新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれる

ものではないこと) ことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成26年3期	平成27年3期	平成28年3期
連結売上高	1,410百万円	1,038百万円	620百万円
連結営業利益	△375百万円	13百万円	△12百万円
連結経常利益	△384百万円	15百万円	△6百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△616百万円	△31百万円	△9百万円
1株当たり連結当期純利益	△60.18円	△2.78円	△0.81円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	1.59円	6.84円	6.05円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成28年9月7日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,776,900株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	279,200株	2.37%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	279,200株	2.37%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	279,200株	2.37%

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始値	129円	214円	177円
高値	129円	223円	181円
安値	125円	211円	176円
終値	127円	216円	180円

###### ② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	165円	179円	162円	170円	157円	149円
高値	195円	179円	168円	207円	189円	153円
安値	154円	154円	146円	145円	149円	137円
終値	180円	162円	164円	157円	153円	141円

###### ③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年9月6日
始値	144円
高値	146円

安 値	143 円
終 値	144 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 26 年 3 月 14 日
調 達 資 金 の 額	140,000,000 円 (差引手取概算額 128,000,000 円)
発 行 価 額	140 円
募集時における 発行済株式数	10,197,4000 株
当該募集による 発行株式数	普通株式 1,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	11,215,900 株
割 当 先	Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited
発行時における 当初の資金使途	運転資金 (人件費、管理費等)
発行時における 支出予定時期	平成 26 年 3 月～平成 27 年 3 月頃
現時点における 充 当 状 況	上記資金使途等に対して充当済

・第三者割当による第 11 回新株予約権の発行

割 当 日	平成 26 年 3 月 14 日
発行新株予約権数	10 個
発 行 価 額	総額 2,850,000 円 (新株予約権 1 個当たり 285,000 円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	95,350,000円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額 2,850,000円 新株予約権の行使による調達額 92,500,000 円
割 当 先	Hong Kong Wealthy Future Investment Co., Limited
募集時における 発行済株式数	10,197,400 株
当該募集による 潜在株式数	当初の行使価額 (185 円) における潜在株式数 : 500,000 株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 : 500,000 株 (残新株予約権数 0 個、行使価額 185 円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	95,350,000円 (差引手取概算額 85,350,000円)
発行時における 当初の資金使途	①キッズスタープラットフォーム (会員データベース) 開発及び会員増強策 ②新規コンテンツ投下と会員増強策
発行時における	平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月頃

支出予定時期	
現時点における 充 当 状 況	上記資金使途等に対して充当済

11. 発行要項

株式会社アイフリークモバイル普通株式発行要項

1. 募集株式の種類           株式会社アイフリークモバイル普通株式
2. 募集株式の数            1,050,000 株
3. 募集株式の払込金額   1 株につき 134 円
4. 払込金額の総額         金 140,700,000 円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額は、70,350,000 円（1 株につき 67 円）とし、増加する資本準備金の額は  
70,350,000 円（1 株につき 67 円）とする。
6. 募集方法  
第三者割当の方法により、以下の割当先に割り当てる。  
永田 浩一                   700,000 株  
黒田 喜久                   175,000 株  
橘 茂昌                      175,000 株
7. 申込期間                平成 28 年 9 月 26 日
8. 払込期日                平成 28 年 9 月 26 日
9. その他  
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、  
当社は必要な措置を講じる。  
(2) 本新株式の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を  
条件とする。

以 上

株式会社アイフリークモバイル第 13 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社アイフリークモバイル第 13 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額   金 2,085,000 円

3. 申込期間 平成 28 年 9 月 26 日

4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 9 月 26 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下の割当先に割り当てる。

永田 浩一 7 5 0 個

黒田 喜久 3 7 5 個

橘 茂昌 3 7 5 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,500,000 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 1,000 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 1500 個

8. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 1,390 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの財産の価額(以下「行使価額」という。)は、144 円とする。但し、第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、平成28年9月7日取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。本項第(2)号③において同じ。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当による場合を含む）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から③までの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。



$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。
- (4) その他
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ④ 本項第(2)号③に定める取得請求権付株式にかかる取得請求権又は新株予約権について、その行使が可能な期間が満了した場合（但し、当該権利の全部が行使された場合を除く。）
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成28年9月27日から平成31年9月26日の期間とする。但し、第13項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授権株式数を超過する

こととなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

- (2) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.2を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求できるものとし、本新株予約権者は、かかる請求を受けた場合には、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使請求をするよう努めるものとする。

### 13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、以下の場合は、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）
  - ② 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき
  - ③ 普通株式についての株式の併合（普通株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたとき
  - ④ 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき
  - ⑤ 当社の普通株式が上場廃止となったとき
- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合には、本新株予約権者に対して本新株予約権の行使請求をすることを請求できるものとし、当社は、当該請求の日から10日以内に本新株予約権者が行使請求しなかった本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予

約権を交付するものとする。但し、下記の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の普通株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

第6項に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項から第14項まで、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）

のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中の取引日に第19項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の目的である株式の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所

に到着した日の直後に到来する取引日午前 11 時までに当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前 11 時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。)に発生する。

- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

#### 19. 行使請求受付場所

株式会社アイフリークモバイル 管理部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社西日本シティ銀行 大名支店

#### 21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### 22. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

#### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

以 上